



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	明治三〇年
Citation	北大百年史, 史料(二), 435-463
Issue Date	1981-07-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/30075
Type	departmental bulletin paper
File Information	siryo2_p435-463.pdf



明治三〇年

八八三 予科課程資格に付伺（二月二日扱済）

学第二号

予科資格之義ニ付伺案伺

本校予科ハ明治二十年三月已后ノ規則ニ依リタルモノハ官立府県立尋常中学校学科課程ト同等已上ト御認定相成居候事ハ明治二十四年七月卯専甲五七号予科資格令達及ヒ客年六月告示第六号ニヨリ明瞭ニ有之候得共去二十九年十二月陸軍省令第二十六号陸軍召募規則第六条ニ対シ本校予科ハ官立府県立尋常中学校学科課程ト同等已上タルコトヲ証明致シ可然哉右ハ差懸リ候義ニ付キ電報ヲ以テ何分之御指令相成候様仕度此段相伺候也

年月日

校長

大臣宛

付 右に付回答

酉専甲四七号

本月九日付学第二号ヲ以テ貴校予科資格ノ儀ニ付御伺出相成候処右ハ単ニ文官任用令ニ関シ認定相成候儀ニシテ該予科ハ元来尋常中学校ニアラサルニ付陸軍補充条例第七条第二ノ官立府県立尋常中学校ト同視シ難ク又該項ニ依リ指定セラルヘキモノニモ無之候条左様御

領承相成度命ニ依リ此段及通牒候也

明治三十年二月一日

文部省専門学務局長法学博士末下広次

印

札幌農学校長佐藤昌介殿

〔農九四一〕

八八四 政務調査に関する件に付回答（二月二〇日扱済）

校第五号

文書課長へ御回答案伺

申文甲八三九号政務調査ニ関シ御照会ノ義了承即別紙之通り取調差出候条改正相成候様致度御回答旁此段申進候也

年月日

校長

寺田文書課長殿

〔別紙〕

札幌農学校ニ関スル勅令第二百八号第三条定員中教授六人トアルハ八人書記六人トアルハ八人ニ更ニ技手ヲ置キ其定員ヲ五人ト増員相成候様致度

本校農学科ノ外更ニ土木工学科ヲ新ニ設置シ工学志望者ヲ養成スルノ見込ニ付是ヲ担任セシムル専任ノ教授二名ヲ増加スルノ義ハ既ニ明治三十年度予算ニ於テ要求相成候処右ノ外ニ書記ノ増員及

技手ノ新設ヲ要スル理由ハ本校資金増加スルト共ニ會計事務ノ繁忙ヲ来シ殊ニ各農場ノ整理及種々ノ收入并ニ報告取扱上現今ノ定員ニテハ事務ノ整頓ヲ図リ難シ依テ専任書記二名ヲ増加スルノ必要ヲ生セリ

本校基本財産タル各農場ノ開墾設計自作小作経営道路橋梁排水等計劃殊ニ「フラス原野ニ学田地ヲ設ケラレタルニヨリ其事業從テ拡張シ依テ専任技手ヲ第一農場ニ一名第二農場ニ一名第四農場ニ一名第五及第六農場ニ一名フラス学田地即第八農場ニ一名ヲ置キ事業ヲ担任セシムル必要ヲ生セリ

札幌農学校長職務規程中第三条講師ノ嘱託ハ文部大臣ノ許可ヲ得ルヲ要ス、雇員ノ進退ハ其俸給月額十二円ヲ超ユル者ハ北海道庁長官ノ許可ヲ得ルヲ要シ十二円已下ノ者ハ之ヲ判行スルコトヲ得ト有之候右講師嘱託ハ北海道庁長官ノ許可ヲ得ルヲ要ス雇員ノ進退ハ其俸給月額十五円ヲ超ユル者ハ北海道庁長官ノ許可ヲ得ルヲ要シ十五円已下ノ者ハ之ヲ判行スルコトヲ得ト改正相成候様致度講師ノ嘱託ハ本校教務上必要ニ応シ毎学年屢次之ヲ決行候処現行規程ノ手続キニ依ルトキハ北海道庁長官ヲ經由シ大臣ノ許可ヲ得ルヲ以テ稍繁文ニ亘リ且ツ往々教務ノ敏捷ヲ欠クノ嫌アリ従前ハ道庁長官限リニテ講師ヲ嘱託シ来リシヲ以テ本件ヲ大臣ヘ経伺スル迄ノ重大事件ニ無之モノト信セラレ候ニ付キ從來ノ通り北海道

庁長官ノ許可ヲ得ルヲ要スト改正相成候様致度候

又月額十五円已下ノ雇員ヲ判行スル事ハ客歳八月申御通知相成候閣議決定ニ明治二十六年中トハ社会一般ニ進捗シ其當時ト全ク其趣キヲ異ニセルヲ以テ雜給予算定額上支弁シ得ル限リハ一ヶ月金拾五円已下ヲ支給シ得ル事ニ相成候ニ付テハ本規程モ自然段階ヲ進メラレ十五円ヲ超ユル者ハ北海道庁長官ノ許可ヲ得十五円已下ノ者ハ判行スルコトヲ得ル事ニ改正相成候様致度候

〔農五五五〕

八八五 卒業生川江秀夫を官費留学生に推薦の件

〔注二〕

(三月三日扱済)

校第三二号

本校卒業生川江秀夫留学之件ニ付

本校農学科中農業工学ノ一科ハ拓殖事業上緊要ノ学科ニ有之候得共目下適當ノ専務教官無之依テ北海道庁技師ヨリ兼務ノ教授及ヒ嘱託講師ヲ以テ其授業ヲ補充致居候有様ニ有之候処明治三十年度ヨリ農学科ノ外更ニ管易ノ土木工学科ヲ新ニ設置致候トキハ之ヲ担当致候適任之教官無之憂慮致居候折柄當時独逸国スタットガット工科大学ニ入学致居候川江秀夫義ハ本校ニ於テ明治二十八年六月工学科ヲ卒業シ同年八月土木工学研究之為メ自費ヲ以テ歐洲ニ向ケ出発シ同年

九月ヨリ前記ノ大学ニ入学シ已来専心勉学致其成績モ至テ宜敷明年夏期ニ於テ該学ヲ卒業致候時期ニ有之候右ハ本校在学中ノ成績即学力品行共優等ニシテ其学才技倆ニ乏シカラズ土木工学科ヲ担任セシメ候ニ適當ノ人物ト被存候ニ付キ御省留學生トシテ向フ巷ヶ年半年間留學ヲ命セラレ専ラ土木工學ヲ研究セシメ歸朝ノ上ハ本校教職ニ補任候様特ニ御詮議相成候様御取計相成度本人ノ履歴願書并在学中之成績等相添ヘ御推薦旁此段得貴意候也

年 月 日

校 長

専門学務局長

〔別紙〕

願 書

秀夫義去ル明治廿八年御校工学科卒業後尚ホ欧米ニ於テ研究ノ為メ三ヶ年ヲ期シ自費ヲ以テ渡欧爾來当地「ボリテヒニクム」ニ於テ専ラ土木工學ヲ修ムルコト茲ニ殆ソド一年半幸ニ明年夏期ヲ以テ学位ノ受験ヲ完結セントス然ルニ秀夫固ト貧生限リアルノ資ヲ以テ究リ^{〔破損〕}學ヲ極メントス節約大ニ意ヲ用ニト雖モ当地生計不廉ナル敢テ本邦ノ比ニアラズ茲ヲ以テ予期年数僅カニ其半ハニシテ學資既ニ欠乏セントス學資欠乏セン乎歸朝実ニ止ムヲ得ザルナリ幸ニ明夏ヲ以テ學位受験ノ及第ハ自ラ信ジテ疑ハザル所ナリト雖モ或ハ學資欠乏ノ為メ中途廃學セザルベカラザルニ至ルカ若クバ幸ニシテ受験ス

ルモ卒業後直チニ歸朝セザルベカラザルニ至ランカ秀夫尚ホ學ブベキノ學見ルベキノ工業甚ダ多シ矣學理ハ稍其緒ニ就キタリ故ニ独學書籍ニ依リテ之ヲ研究スルヲ得ベシ独リ學理ノ実地応用即チ欧米ニ於ル既成ノ土木工事并ニ起工中ノ土木工事ニ至リテハ留學年数尚ホ浅キヲ以テ之ヲ巡視咀嚼スルノ暇少ナク秀夫ノ業ハ唯僅カニ半成ノ感アリ今秀夫在欧ノ好機ヲ捨テ一度歸朝セン乎再來復タ期スベカラズ此レ秀夫畢生ノ遺憾ナリ翻テ当国大学ノ制度ヲ見ルニ農学科ノ設ケアルモノニ於テハ所農用土木ノ科目アリ而シテ各専門ノ士之ガ教授ヲ掌ル「側カニ聞ク御校亦校務ヲ擴張シ若干年ヲ出デズシテ終ニ北海ニ於ル独立大学校トナサレントスト」御校固ヨリ其人ニ乏シカラズ至愚秀夫ノ能ク当ル所ニアラズト雖モ然レトモ閣下幸ニ秀夫ノ微衷ヲ慰ミ而シテ秀夫ノ愚ヲ捨テズ秀夫ヲ官費留學生ニ推挙サル、アラバ秀夫ノ幸何ゾ之ニ加ヘン孜々全力ヲ尽シテ指定ノ学科ヲ研磨シ校命是レ奉ジ他日之ガ万分ノ一ヲ報ズルアラントス茲ニ敢テ事情ヲ具陳ス恐惶頓首

明治廿九年十二月十四日

札幌農学校長佐藤昌介殿

〔注一〕

八月三日付の電報によって、文部省より留學決定の旨通知があった。

〔注二〕

履歴・在學成績を略す。

〔農五五五〕

工学士川江秀夫
在スコットガート大学

八八六 教授定員二名増員に付上申

本校教授式名増員ニ付上申

本校ニ於テ曾テ工学科ヲ設置シ土木ニ関スル技術者ヲ養成シ来リ候
 処経費減額定員減少ノ結果トシテ去ル明治廿七年已来該学生ヲ召募
 致サズ本年七月限り現在ノ工学科学生ハ卒業済ミニ相成候得共近年
 ニ至リ北海道ノ拓殖事業頓ニ発達シ道路排水運河鉄道築港等ノ工事
 続々相起リ技術者ヲ要スルコト著ク依テ曩ニ明治三十年年度本校経費
 予算ニ於テ上請之如ク本校ニ於テ更ニ速成ノ土木工学科ヲ設ケ此等
 之工事ニ従事スヘキ技術者ヲ養成致度候ニ付キ来年度ヨリ右土木工
 学科ヲ担当セシメ候教授式名増員相成候様致度尤モ右土木工学科ニ
 関スル学科課程及ヒ其他ノ規程ハ取調ノ上更ニ可伺出候得共不取敢
 右教授式名増員之義仰御詮議度此段上申候也

明治三十年三月二十六日

札幌農学校長佐藤昌介

文部大臣侯爵蜂須賀茂韶殿

〔農五五五〕

八八七 部課長及び掛員任命の儀伺

第九七号

明治三十年三月三十一日

書記井上小四郎[㊦]校長[㊦](佐藤) 庶務部主任[㊦](井上)

部課長及掛員被命之義伺

教務部長ヲ命ス

札幌農学校教授新渡戸稻造

庶務課長兼教務部舍務掛教務掛勤務ヲ命ス

同 書記井上小四郎

會計課長ヲ命ス

同 書記新井 穆

教務部図書館掛兼庶務課庶務掛勤務ヲ命ス

同 書記小関 義信

右ハ本校処務規程御改正相成候ニ付教頭及主任庶セラレ且ツ名称変
 異之義モ有之候条頭書之通り會計課ノ分モ別紙上申書^(注)之通り被命可
 然哉又左記之分ハ別ニ異動無之ニ付通達ニ止メ可然哉併セテ此段相
 伺候也

異動ナキ分

博物館掛長

小寺 助教

博物館掛

村田 同

教務部兼農事部

松村 同

植物園掛長

宮部 教授

植物園掛

金田一事業手

農事部長

南 教授

〔朱書〕
〔農事部員モ同様之見込ニ有之候也〕

今般本校処務規程改正相成候処別ニ異変ナキ分ハ辞令無之從來之儘
 ヲ以テ本規程ニヨリ勤務相成ルヘキ義ニ有之候右命ニヨリ此段及御

通達候也

年月日

各官宛

〔注〕 別紙会計課に関する上申を略す。

庶務課

校長〔印〕(佐藤)

庶務課長〔印〕(新井)
教務部長〔印〕(にとく)

教務掛〔印〕(斎藤)

会計課長〔印〕(新井)

教室貸与之件

〔農五五五〕

八八八 札幌農学校教授定員改正の件(勅令第一〇九号)

朕明治二十六年勅令第二百八号中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

内閣総理大臣臨時代理

明治三十年四月二十二日

枢密院議長伯爵黒田清隆

文部大臣侯爵蜂須賀茂韶

勅令第百九号(官報四月二十七日)

札幌農学校ニ関スル明治二十六年勅令第二百八号第三条中教授「六人」ヲ「八人」ニ改ム

〔法令全書〕

〔法令全書〕

明治卅年五月一日

札幌農学校校長佐藤昌介殿

〔別紙〕

御 願

今回法学研究会ヲ組織シ法学ノ一班ヲ講究致度旨ヲ以テ本校教室之内拝借方本校学生安東幾三郎辻重忠之兩人ヨリ願出候処右ハ敢而さし支モ無之と被存候間貸与相成可然乎相伺候也

本文御裁可之上ハ口達ヲ以而許可通達取計可致答添テ相伺候也

私共義今般法学研究会ナルモノヲ組織致シ法学ノ一班ヲ講究致度目のヲ以テ毎週土曜日午後一時ヨリ四時頃マデ開会致度候間該時間内御校教室拝借仕度此段奉願候也

法学研究会総代

安東幾三郎〔印〕
辻 重忠〔印〕

八八九 法学研究会より教室借用願出に付伺

明治卅年五月一日

書記新井 穆〔印〕

〔農九一四〕

八九〇 明治二十九年年報提出の件（五月七日扱済）

学第三三号

按

昨明治二十九年本校年報別冊之通進達仕候也

明治三十年五月 日

校長名

文部大臣宛

〔別紙〕

札幌農学校明治廿九年々報

明治二十九年札幌農学校報告

明治二十九年中本校ニ於ケル学事及処務ノ要領ヲ申報スルニ方リ明治二十年十二月ノ訓令ニ基キ之レヲ四項ニ分チ各項順ヲ追ツテ其要領ヲ申報セントス

一 学規ニ関スル事項

本項ニ於テ重要ナル事項ハ本校々則ノ改正ナリトス該校則ハ明治二十二年九月北海道庁令第五十九号ヲ襲用セルモノナリト雖トモ校則中或ハ不用ニ属スル条項アリ或ハ学事ノ進捗ニ伴ヒ改正ヲ要スル点尠カラサルニ就キ本年四月中校則改正按ヲ提議シテ稟裁ヲ仰キ旧来ノ校則ニ幾多ノ改正ヲ加ヘタリ其改正ノ要領ヲ挙クルトキハ左ノ如シ

本校ハ農理、農芸、及拓殖ニ関スル高等教育ヲ授クルヲ以テ目的トナシ本科ヲ四ヶ年トシ該目的ニ適応セル農学、園芸、畜産、農芸化学、水産、森林、動植、農業經濟及殖民等ニ関スル諸学科ヲ教授シ本科ノ外ニ農芸伝習科ヲ置キ其年限ヲ二ヶ年トシ簡易ノ農理及実業ヲ授クル所トナシ又冬期講習生ヲ募集シテ本道農業者ノ子弟ヲシテ冬期農隙ニ際シ簡易ノ農学ヲ教授スルコトナセリ以上ノ如ク本科農芸伝習科冬期講習科ヲ以テ本校農業教育階段トナシ在来ノ工学科及予科ハ明治三十年七月ヲ以テ廃止スルコトトセリ而シテ予科廃止ノ後ハ本科学生ハ専ラ尋常中学校卒業生ヲ以テ補充スルコトトナセリ本科学期ハ從來ハ一学年二学期ナリト雖トモ校則改正ニ於テ学期ヲ分チ三学期トシ為メニ修学上ノ便宜ヲ得タルノ感アリ又本校則ニ於テ校費生ノ定員ヲ十二人トシ新ニ特待生ヲ置キ其定員ヲ十五人トナシ以テ学業ノ奨励トナセリ研究生ハ校費ヲ廃止シテ自費トス之レ經費ノ整理上不得止ノ改正ナリ又農芸伝習科ニ至リテハ生徒ノ定員ヲ増シテ九十人トナシ特ニ給費生ノ外ニ特待生ヲ置クノ制ヲ定メタリ給費生ハ五十人ヲ定員トナシ北海道農家ノ子弟ニシテ品行方正学業優等本道郡区長ノ特選ニ係ハル者ヲ以テ専ラ之レニ充ツ將タ亦授業料ニ至リテハ本科ハ一学年金拾五円農芸伝習科ハ金六円冬期講習生ハ一ヶ月金五拾錢トナシ本科ハ在来ノ授業料ニ比シ金五円ヲ増加シ農芸伝習科及冬期

講習科ハ新設ナリトス以上ハ校則改正ノ大要ナリトス該改正ニ伴ヒ各種規程ノ如キハ漸次制定スル所アラントス

本校則ハ本年六月裁可ヲ受ケ直ニ実施ヲ要スルモノナリト雖トモ諸般ノ実施準備ノ為メニ更ニ稟裁ヲ仰キテ本年九月一日ヨリ施行スルコト、ナセリ最モ該校則中学校課程ニシテ本科ニ関スルモノハ明治三十一年ヨリ農芸伝習科ニ関スルモノハ明治三十年ヨリ入学スル生徒ニ適用スルモノニシテ現在ノ学生々徒ハ旧教則ヲ適用シ又農芸伝習科生徒ノ授業料ノ如キハ特ニ稟裁ヲ仰キ明治三十年四月一日ヨリ実施スルモノトナシ其他諸規程ハ渾テ明治二十九年九月ヨリ実施スルニ至レリ

二 処務ニ関スル事項

本事項中其要領ヲ申報スルニ方リ教務及農事ノ二目ニ分チ其重要ノ事項ヲ挙クルトキハ

第一 教務 本科ニ於テハ教則ニ随ヒ農學ニ関スル學理及實業ヲ教授シ其三年級以上ノ學生ニハ農學、植物學、農藝化學、及農業經濟學ノ如キハ特ニ實地演習ヲナサシメ農學ニ於テハ本校実験農場ニ於テ植物栽培ニ関シ各種ノ実験ヲ為サシメ植物學ニ於テハ特ニ植物病害ニ関スル事項ヲ演習セシメ農藝化學ニ於テハ土壤肥料等ノ分析ヲ研究セシメ農業經濟學ニ於テハ農業組織及農業金融等ニ関スル實地問題ヲ演習セシメタリ又各級ノ學生ヲ

時々各地新開ノ農村ニ派遣シ實地拓殖ノ事項ヲ修學セシメタリ又農芸伝習科生徒ハ五月ヨリ七月ニ至ル本道農期間ニ於テハ専ラ實業ヲ練習セシメ十二月ヨリ四月ニ至ル五ヶ月間ハ簡易ノ農學ヲ講習シ且ツ農産製造農場整理等ノ実務ヲ演習セシムル方針ヲ執レリ

本校教育上ノ一機關タル書籍館ニ於テハ本年間ニ於テハ和漢洋ノ書籍寄贈及購買ヲ合シテ貳百四拾五冊ヲ増加スルト雖トモ陳腐不用ニ屬セシモノ參千八百九拾三冊ハ本年間ニ於テ而テ下ノ処分ヲ為シ現在合計老万九千七百參拾六冊圖類六百貳拾四枚ナリ然レトモ本校書籍館ハ各學科參考書充分ナラス殊ニ歐米ニ於ケル新刊書籍ノ如キハ金銀差價大ナルカ為メ購買スル不能シテ授業上必要ナル參考書ヲ欠クハ太タ遺憾ナリトス

本校所屬博物館ニ於テハ動植鉱及本道「アイヌ」人ノ製造ニ関スル各種ノ諸器物ヲ蒐集シ一ハ授業上ノ參考ニ供シ一ハ衆庶ノ縦覽ニ供スルヲ以テ目的トセリ本年度ニ於テハ採集及寄贈ノ標本ヲ合シ貳百四拾五点ヲ増加シ合計九千九百四拾八点ナリトス本館ハ札幌区内最モ閑雅幽邃ノ地ニ在リテ夏期間衆庶競ツテ縦覽シ恰モノ小公園ヲ為セルノ觀アリ本年中ノ參觀人合計參万一千三百三拾五人ニシテ此開館日數六十七日ナリ一日平均四百六拾七人余ニシテ前年ニ比スレハ一日百四拾七人余ノ増加ナリト

ス

本校植物園ハ本道所産ノ植物及内外ノ種類ヲ汎ク蒐集栽培シテ植物学実地教授用并ニ研究ノ料ニ供スルノミナラズ本道ノ風土ニ適否ヲ試験スル所トス本年本園ニ於テ栽培スル種類ハ大凡一千百余種ナリトス

植物標品室ハ専ラ本道所産植物ノ標品ヲ蒐集保存シ以テ教授上ノ参考及本道植物調査ノ料ニ供ス本校植物学教官多年採集ニ従事シ現ニ貯藏スルモノ壹万貳千四百八十点トス内本年間ニ於テ増加シタルモノ二千百三十三点ナリトス

第二 農事 本校各農場ノ経営ハ一ハ本校農業教育上一ハ本校經濟上頗フル緊要ナリトス爰ヲ以テ本校第一農場ハ専ラ農事諸般ノ実験ヲナシ第二、第三、第四、第五、第六、第七農場ニ於テハ經濟の經營ノ方針ヲ執リテ本年間ニ於テ施設スル事業尠ナシトセス其要領ヲ挙クルトキハ小作人ヲ新募スルコト六十二戸合計百九十八戸ニ至レリ土地ヲ新墾スルコト百五十四町歩余ニシテ合計七百余町歩ニ至レリ排水ヲ新設スルコト六百八十間余ナリ而シテ本校ニ於テ飼育セル各種ノ家畜類ハ最モ純良ナル種類ニシテ成育頗ブル良好且ツ繁殖太タ多シ本年間ニ於テ生産スル家畜ノ頭数合計七拾七頭ナリトス將タ亦本道及府県ヲ問フス各地ノ牧畜家ヨリ種畜トシテ其払下ヲ希望スルモノ頗フル多クシ

テ本年間ニ四拾七頭ノ払下ヲナセリ殊ニ牛乳及牛酪ノ如キハ希望者日ニ月ニ増加シ將來本道特有產物タルノ兆候アリテ民間ノ農業者ハ模範ヲ本校農場ニ執ラントスル傾向アリ

本年間ニ於テ石狩国空知郡「フラヌ」原野ノ内更ニ學田地トシテ壹千拾壹万坪ノ交付ヲ上請シ稟裁ヲ得タリ該學田地ハ札幌ヲ距ル約五十九里ニシテ上川郡旭川村ヲ距ル尚ホ二十余里余ノ地ニ僻在セリト雖トモ今ヤ石狩及十勝ノ鐵道線路ノ要衝ニ當リ期年ヲ待タスシテ鐵道ノ敷設ヲ觀ントス該地ハ土地肥沃氣候順當草木繁茂水利亦タ宜シキヲ得將來一大農業地タルベキハ疑ヲ容レス其開墾成ルノ日ニ於テハ本校ノ經濟ニ裨益ヲ与フルヤ又莫大ナルモノアラン

三 職員ニ関スル事項

本年間職員ノ進退ヲ挙クレハ新任助教四、書記一、講師嘱託五、解囑二、非職四、復職一、転任一、ニシテ本年十二月卅一日ノ現員ハ左表(一)ニ掲クルカ如シ

四 生徒ニ関スル事項

本年ニ於ケル卒業生ヲ挙クルトキハ農学科卒業生十四人工学科卒業生三人予科卒業生三十二人農芸伝習科卒業生二十人合計六十九人ナリトス而シテ其入学生ヲ挙クルトキハ農学科ニ於テハ予科卒業生三十二人進級復校生一人予科補欠一人農芸伝習科二十四人合

不	詳	五	六	三	九	二	四	五	一	三	四
合	計	四	七	三	三	二	二	七	二	一	三
		一	九	二	〇					一	八
											二

〔注〕 表中の朱書は「」により示した。

〔農五八五〕

八九一 予科卒業生第二高等学校へ転学に付照会

〔五月八日扱済〕

〔農九四一〕

校第一〇一号

予科卒業生転学之義再応照会案

本校予科卒業生貴校へ転学之義ニ付乙第六九号御回答之趣了承然ルニ来六月卒業之上貴校工科へ転学志望之モノ或名有之候処右兩名ハ級中中等之位置ニ有之優等生トシ推薦スベキモノニ無之候得共当予科卒業生之義ハ別紙課程表之通り尋常中学校卒業生同等以上之資格ヲ有スルモノニ有之候ニ付尋常中学校卒業生入学手続ニ依ラス特別ヲ以テ単ニ無試験然ラサレハ特別試験ヲ以テ入学御許可相成候様致度左ニ志願者姓名族籍及志願学科等相添へ此段重テ及御照会候也追テ特別試験御施行ニ候ハ、其期日及課目等御報知相成度此段申添候也

年月日

校名

第二高等学校宛

記

工科 北海道土族 羽山守人
同 福島県土族 結城弘毅

〔注〕 予科学科課程表を省略す。

八九二 校則中土木工学科規程追加の件認可

西專甲四八二号

札幌農学校

客月十四日付学第二三三号伺其校規則中土木工学科規程追加ノ件認可ス

明治三十年五月十日

文部大臣侯爵蜂須賀茂韶

印

付 札幌農学校校則追加の儀に付上請（四月一四日扱済）

学第二三三号

本校々則追加ノ義ニ付御上請案伺

本校ニ於テ嘗テ工学科ヲ設置シ土木ニ関スル技術者ヲ養成シ来リ候処去ル明治二十六年及ヒ二十七年ニ於テ経費節減定員減少シ其結

果遂ニ該学生ヲ募集スルコト能ハズ延テ今日ニ至リ候故本年七月卒業之学生ニテ該科ハ全廃ニ相成候処近來北海道之拓殖事業頓ニ発達シ土木ニ関スル事業陸續相起リ從テ技術者ノ需要多ク曩ニ明治三十九年度経費予算ノ上請及ヒ去月学第十七号本校教授増員上申書之通り速成ノ土木工学科ヲ新設シ土木ニ関スル技術者ヲ養成シ以テ拓殖ノ事業ヲ裨補致候事実ニ今日ノ急務ト被存候依テ土木工学科ニ関スル規程別紙之通り取調候ニ付テハ本校々則追加トシテ実施致度候条御許可相成候様仕度此段上請候也

年 月 日

校 長

大臣宛

〔別紙〕

校則追加案

札幌農学校々則追加

第二十章 土木工学科規程

第一百五十四条 土木工学科ニ於テハ土木工学ニ関スル学理及ヒ技芸ヲ授ク

第一百五十五条 土木工学科ノ修学年限ヲ三ケ年トス

第一百五十六条 土木工学科ニ於テ修業スヘキ学科ハ大約左ノ如シ

一 代数、幾何、三角術

一 英語

一 物理学

一 画法

一 漢文

一 化学

一 建築材料

一 測量術及実習

一 応用重学

一 道路、橋梁、鉄道

一 石工、造家

一 水利工学

一 農業工学

一 工事設計実習

一 衛生工学

一 器械

一 土木ニ関スル法令

第一百五十七条 土木工学科ニ入学スルコトヲ得ルモノハ高等小学校卒業^{四年}又ハ尋常中学校^{二年}年ヲ修業シタル者若クハ之ト同等ノ

学力ヲ有シ品行方正年齢十七歳已上ニシテ募集ニ応シ入学試業ニ

及第シタルモノトス

第一百五十八条 土木工学科入学試業ハ高等小学校^{四年}及ヒ尋常中学

校ニ学年ノ学科及ヒ其程度ニ依リ学力試業ヲ施シ兼テ体格検査ヲ行フモノトス

第五百五十九条 土木工学科へ入学ヲ出願スルモノハ入学願書ト共ニ

入学手数料金壹円ヲ前納スヘシ

但校則第十六条第二項ヲ適用ス

第六百六十条 土木工学科ニ於テ定規ノ課程ヲ卒リタルモノニハ左式

ノ卒業証書ヲ授与ス

(卒業証書式)

姓 名

札幌農学校ニ於テ土木工学科ヲ修メ正ニ其業ヲ卒ヘリ仍テ之ヲ証ス

札幌農学校
年月日
校之印

札幌農学校長位勲姓名印

第六百六十一条 土木工学科ノ授業料ハ一学年ニ付キ金九円トス

第六百六十二条 土木工学科生徒九十人ヲ以テ定員トス

第六百六十三条 土木工学科生徒中学業優等品行端正ナル者ヲ撰ヒ特

待生トナスコトアルヘシ

但十二人ヲ以テ定員トナス

第六百六十四条 土木工学科生徒中学業優等品行端正ニシテ学資支辨

ノ途ナキモノヲ貸費生徒トナスコトアルヘシ

第六百六十五条 貸費生徒ノ貸費額ハ一学年金八十四円已内トス

第六百六十六条 貸費資金ハ会社又ハ一人ノ委託ニ応シタル金額ヲ

以テ之ニ充ツ

第六百六十七条 貸費生徒ハ其貸費者ノ示命ニ従ヒ貸費ヲ受ケタル年

数ト均キ期限内某事業ニ従事スヘシ

第六百六十八条 貸費生徒ハ卒業ノ后其貸費ヲ受ケタル年数ト均キ期

限内ニ於テ月賦ヲ以テ之ヲ返納スヘシ

但貸費生徒死亡シタルトキハ之ヲ返納スルニ及ハズ

第六百六十九条 貸費生徒ニシテ貸費者ノ許可ヲ得テ其示命ノ事業ニ

従事セサルトキハ其許可ヲ受ケタル当日ヨリ三十日已内ニ貸費金

額ニ対シ一ケ年六分ノ利子ヲ付シ一時ニ之ヲ返納スヘシ

但利子ハ貸費ヲ受ケタル翌月ヨリ返金当月マテノ月数ニ応シ算

定スヘシ

第七百七十条 会社又ハ一人ヨリ貸費資金ヲ依託セントスルトキハ

左式ニ拠リ開陳書ニ通ヲ差出シ札幌農学校長ノ許諾ヲ受クヘシ其

一通ハ出金者之ヲ受領シ一通ハ札幌農学校ニ存置スヘシ

出金者開陳書々式(用紙美濃紙正副式通)

土木工学科生徒何名分学資トシテ金何円毎月札幌農学校へ差出

候間相当ノ生徒御人選ノ上貸与相成度尤モ右生徒卒業ノ上ハ某

事業ニ従事為致度儀ニ有之候間此旨兼テ誓約御申付相成度此段

開陳候也

年 月 日

住所族籍

姓 名 印

札幌農学校長某殿

第七十一条 貸費生徒ハ左式ニ抛リ誓約書ニ通ヲ差出スヘシ其誓約証書ハ出金者及ヒ札幌農学校ニ於テ存置スヘシ

貸費生誓約書式(用紙同上印紙貼用)

拙者儀今般貸費ヲ相受候上ハ御規則ニ從ヒ卒業ノ后一意其事業ニ従事シ貸与ノ資金ハ右期限内ニ於テ某ヘ月賦返納可致特ニ許可ヲ受ケ某ノ示命シタル事業ニ従事不致候節ハ其資金ニ對シ一ケ年六分ノ利子ヲ附シ一時ニ返納可仕此段誓約候也

土木工学科何年生徒

本人 姓 名 印

年 月 日

甲保証人 姓 名 印

乙保証人 姓 名 印

札幌農学校長某殿

第七十二条 貸費金ハ総テ札幌農学校會計課ニ於テ取扱フヘシ

第七十三条 貸費生徒品行不良學業懈怠若クハ疾病ニ罹リ成業ノ

目途ナキモノハ其貸費ヲ罷ム

但誓約ニヨリ生シタル義務ハ尚保存スルモノトス

第七十四条 貸費生徒半途退學ヲ願出又ハ停學已上ノ処分ヲ受ケ

タルモノ又ハ前条ノ場合ニ於テハ貸費ノ金額ヲ即時ニ返納セシム

但疾病ノ為メ退校ヲ命セラレタルモノハ事情ニヨリ特ニ返納ヲ

免除スルコトアルヘシ

第七十五条 貸費生徒ニシテ落第セシモノハ貸費ヲ罷ムト雖トモ

在學中ハ其返納ヲ猶予スヘシ

第七十六条 土木工学科ノ學年學期及ヒ休業、入學在學及ヒ退

學、懲罰、休學、進級、特待生、授業料及ヒ被服規程及ヒ生徒心得ハ総テ本校則第三章已下ノ本科規程ニ準拠スヘシ

〔農五八六〕

八九三 伊藤広幾へ第五第六農場監督囑託の件

職第九〇五号

札幌農学校長

五月廿七日附伊藤広幾へ空知郡第五農場及夕張郡第六農場監督囑託之件許可ス

明治三十年六月七日

文部大臣侯爵蜂須賀茂韶 印

付 伊藤広幾へ農場監督囑託の儀伺(五月二七日起案)

学三七

伊藤^{〔イマ〕}広機農場管督囑托之義大臣へ伺

案

本校所屬空知郡第五農場及夕張郡第六農場ハ從來校員ヲ以テ直接管督為致候処遠隔ノ位置ニシテ何分管理行届兼候義も有之候ニ付夕張郡居住農學士伊藤^{〔イマ〕}広機^{〔イマ〕}ナルモノ農業ニ熟達シ相当御用弁相成候モノニ付一ヶ月金貳拾円給与該兩農場管督囑托致度ニ付御聽許相成度別紙履歷書相添へ此段相伺候也

大臣宛

〔注〕 別紙履歷書を欠く。

校長

〔農五五五〕

八九四 教授広井勇免官の儀に付上申

學第四四

教授依願免官之儀ニ付上申

〔本書〕
〔金百円也〕

北海道庁教師兼
札幌農學校教授 広井勇

右広井教授今回本務多忙之旨ヲ以テ兼官タル本校教授辭職致度旨願出ニ付審按致候処同教授担当之本校工學科學生之儀ハ本年悉ク処業ヲ卒へ爾后ハ九月より新設ノ簡易土木工學科授業ヲ開始致候得共同教授本務多忙之為め到底該學科ノ授業担当為仕難ク依テ今回從來担当ノ任務ヲ完了スルニ際シ辭職出願之義ハ事情不得已義ト存候間此

際本願御聽許相成度就テハ同教授職ヲ本校ニ奉スル十余年其間職務ニ勤勉効勞不尠候ニ付今回解職ニ際シ特別之御詮議ヲ以而頭書之金額御賞与相成候様致度別紙願書進達ニ際シ此段上申候也

明治三十年七月十日

校長名

大臣宛

追伸本文賞与金之儀ハ俸給及諸給之予算内ヲ以テ科目流用之上支出之筈ニ有之候此段申添候也

〔別紙〕

辭職願

小官義乏ニ職ヲ札幌農學校ニ奉候事玆ニ十有余年微力ニシテ常ニ重責ヲ尽スコト能ハス荏苒今日ニ至リ候処幸ニ小官カ授業担当ニ係ハル工學科學生之義ハ本日ヲ以テ悉ク其業ヲ卒ルニ至候ニ付此際小官ノ兼務ヲ被解候様仕度殊ニ目下築港其他ノ事業ニシテ小官ノ本務ニ係ハルモノ甚タ繁忙ヲ極メ候ニ付自今專門本務ニ従事仕度素願ニ付右事情御諒察ノ上兼務御免相成候様致度此段奉願候也

明治三十年七月七日

勇

文部大臣侯爵蜂須賀茂韶殿

北海道庁教師兼
札幌農學校教授 広井勇

〔農五五五〕

八九五 原十太平野他喜松教授に任用の件通牒

職第一一九九号

原十太平野他喜松兩名ヲ貴校教授ニ任用之儀御上申相成候処右ハ兩人共奏任初任之者ニ有之候付官等之儀原ハ七等ニ平野ハ八等ニ上奏可相成詮議ニ有之候条此段及御通牒候也

明治三十年八月六日

文部大臣秘書官印

札幌農学校長佐藤昌介殿

追而原十太微兵ノ関係ニ付御申越之趣有之候処同人ハ貴校教授ニ任セラルモ尚ホ大学院学生ノ籍ニ在ル間ハ引継キ猶予相成モノト存候此段申添候也

付 原十太平野他喜松教授に任用の儀に付具申

学第五二号

教授任用之義ニ付具申

静岡県士族

〔朱書〕
札幌農学校教授高等官六等八級俸

理学士 原 十太

北海道平民

〔朱書〕
同上 高等官七等十一級俸

工学士 平野他喜松

本校動物学及物理学授業之義ハ適任者無之為め從來北海道庁技師之

内又ハ其他斯学ニ練達之者ニ囑託ヲナン教務上僅ニ其補欠ヲ致来候処教務之進捗ニ俱ヒ囑託講師ヲ以テ之レヲ担当セシムルコト不能就テハ前記理学士原十太ハ帝国大学ニ於而動物学ヲ専修シタル者ニ付之レヲ本校動物学担当教授ニ又平野他喜松ハ曩キ札幌農学校工学科ヲ卒業シ殊ニ数学及物理学ヲ専修シ爾来官立学校及尋常中学校之教職ニ従事シ授業上幾多之実歴モ有之旁本科物理学及土木工学科数学及物理学担当教授ニ右何レモ適任ノ者と認定推薦候条頭書之通夫々御任用相成候様致度別紙履歷書相添ヘ此段謹テ具申候也

明治三十年「七」月「廿」日

校長名

大臣宛

〔注〕 別紙履歷書を略す。

〔農五五五〕

八九六 土木工学科課程制定の件認可

西專甲七九二号

札幌農学校

客月十三日付学第四八号伺其校土木工学科課程制定ノ件認可ス

明治三十年八月七日

文部大臣侯爵蜂須賀茂韶印

當直員

明治三十年一月十四日達第九号本校寄宿舎々則別冊之通改正来ル九月一日より実施ス

明治三十年八月卅一日

札幌農学校長佐藤昌介 印

〔別紙〕

札幌農学校舎則

第一条 本校寄宿舎ハ校費生ヲ寄宿セシムル処トス

第二条 寄宿生ハ本校々則及其他ノ命令規則ヲ遵守スルハ勿論舎内

ニアリテハ教務部舍務掛ノ指揮命令ニ従フヘシ

第三条 舎内ニアリテハ特ニ風紀ヲ守リ学生タルノ品格ヲ汚スカ如

キ挙動アル可ラス

第四条 毎日各自其室内ヲ洒掃シ清潔整頓ノ責ニ任スヘシ

第五条 晨起ハ午前七時就寢ハ午後十時三十分トス

第六条 暖炉ハ午后十時焼火ヲ消滅シ全爐ヲ除去スルコトヲ怠ル可

ラス

第七条 消燈ハ午后十時三十分トス

第八条 人員檢閲及火ノ元檢閲ノ時間ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 人員 檢 閲 平日午后九時
夏期及休日ハ午后十時

一 火ノ元檢閲 午后十一時

第九条 晨起湯浴及檢閲消燈ノ時間ハ撞鐘ヲ以テ之ヲ報ス

第十条 人員檢閲ノ際ハ各自室内ニアリテ必ス檢閲ヲ受クベシ若シ

其室内ニ在ラサルモノハ外出者ト見做スヘシ

第十一条 本校巡視ヨリ職務上学生ニ対シ尋問スルコトアルトキハ

其事実ヲ明答スヘシ

第十二条 人員檢閲後ハ外出ヲ禁ス

但シ止ムヲ得サル事故ノ生シタルトキハ教務部舍務掛 執務時間外
ハ當直官吏

ニ申出テ許可ヲ受クヘシ

第十三条 寄宿舎出入ハ寄宿舎昇降口ヨリ之ヲナシ決シテ他ヨリ昇

降ス可ラス

但シ天災其他非常ノ事變アル場合ハ此限りニアラス

第十四条 天災事變其他非常ノ場合ニハ寄宿生一致協力其掛員ヲ補

佐シ以テ危害ヲ防止スルニ尽力スヘシ

第十五条 外出スルニ際シ其居室空舎ニナルトキハ特ニ火ノ元ニ注

意シ尚室内ニ相当ノ締ヲ施シ而シテ后外出スヘシ

第十六条 外泊セントスルトキハ前以テ保証人連署ノ上教務部舍務

掛 執務時間外
ハ當直官吏ニ願出外泊認許証ヲ受クヘシ

第十七条 外出シタルモノハ人員檢閲時間前ニ必ス帰舎スヘキハ勿

論万一人員檢閲時間内ニ帰舎スルコト能ハサルコトヲ予知シタル

場合ハ前以テ其旨願出外認許証ヲ受クヘシ

但シ外出中疾病又ハ不得止事情ノ為メ検閲時間内ニ帰舎スルコト能ハサルトキ若クハ臨時外泊スルノ必要ヲ生シタルトキハ其事故ニ関係アルモノ、証明書ヲ添ヘタル願書ヲ以テ教務部舎務掛ハ執務時間外ニ願出ツヘシ
掛ハ当直官吏

第十八条 三期休業中外泊又ハ旅行セント欲スルモノハ其事由ヲ詳記シタル願書ヲ以テ教務部舎務掛ニ願出ツヘシ

第十九条 三期休業中ノ外外泊又ハ旅行セント欲スルモノハ其事由及日数ヲ定メ保証人ノ連署シタル願書ヲ以テ教務部舎務掛ニ願出ツヘシ

但シ疾病ニ依ルトキハ医師ノ診断書ヲ添付スルハ勿論尙期満ツルモ帰舎スルコト能ハサルトキハ追願書ヲ差出スヘシ

第廿条 外泊若クハ旅行ノ許可ヲ得タルモノ又ハ出張ノ命ヲ受ケタルモノハ必ス書面ヲ以テ其出立日ヲ教務部舎務掛ニ届出ツヘシ帰舎ノトキモ亦同シ

第廿一条 外来人ニ面会スルトキハ必ス応接所ニ於テシ決シテ舎内ニ誘引ス可ラス

但シ病氣ノ為メ応接所ニ到ル能ハサルトキハ教務部舎務掛ノ指揮ヲ受クヘシ

第廿二条 点燈后ハ外来人ニ面会スルヲ許サス

但シ不得止事故アルトキハ当直官吏ノ指揮ヲ受クヘシ

第廿三条 食堂及浴室ニ入ル時間ヲ定ムル左ノ如シ

朝食ハ 自午前七時
至同八時

昼餐ハ 自正午十二時
至午后一時

夕餐ハ 自午后五時
至同六時

湯浴ハ日曜水曜ノ両日 自午后三時
至同五時

第廿四条 食堂及浴室等整理上不都合ト認ムルトキハ教務部舎務掛

ヘ其旨申出ツヘシ

第廿五条 舎内ニ於テ飲食物ヲ用ユルヲ禁ス

但シ疾病ノタメ許可ヲ得タルモノハ此限りニアラス

第廿六条 舎内ニアリテ放歌吟詩高声拍手等ヲナシ又ハ樂器ヲ用ユルヲ禁ス

第廿七条 舎内ニ属スル物品ヲ紛失又ハ破毀シタルトキハ之ヲ弁償セシムルハ勿論假令其破毀者不分明ナルモ同室ノモノ連帶其責ニ任スヘシ

第廿八条 學術研究ニ関シ必要品ヲ舎内ニ持込マントスルトキハ教務部舎務掛ノ許可ヲ受クヘシ

第廿九条 総テ物品ハ常ニ整頓シ置キ舎内ノ混乱等アル可ラス

第卅条 舎内ニ於テハ必ス靴又ハ草履ヲ穿テ下駄ヲ用ユ可ラス

第卅一条 寄宿舎廊下ニ備ヘアル非常用水ヲ猥リニ分用スルヲ禁ス

第卅二条 寄宿舎一室ニ備付ノ物品ハ左ノ如シ

一 テーブル 二

一 椅子 二

一 置戸棚 一

一 帽子掛 二

一 ストープ 一

第卅三条 寄宿舎寢室ニ備付ノ物品左ノ如シ

一 寢台 老人ニ付寢台

第卅四条 備品ヲ汚穢又ハ破損シ為メニ修理ヲ要スルトキ其費用ハ各自ノ自辨トス

第卅五条 卒業其他ノ事故ニヨリ退舎スルトキハ備品ノ検閲ヲ受クヘシ

第卅六条 卒業シタルモノ若クハ退舎ヲ命セラレタルモノハ其命セラレタル日ヨリ三日以内ニ退舎スヘシ

第卅七条 私費生ニシテ入舎ヲ願フモノアルトキハ空舎ノアルトキ

ニ限り之ヲ許可ス

第卅八条 私費生ニシテ入舎ヲ願フモノハ別紙書式ノ願書ヲ差出し

許可ヲ受クヘシ

第卅九条 寄宿生中ニ委員長老名委員参名ヲ置キ教務部舎務掛ノ監

督ヲ受ケ左ノ事項ヲ負担セシム

一 学資ノ出納ニ関スルコト

二 寄宿生ニ関スル命令達其他ノ事項ヲ伝達スルコト

第四十条 前条各委員ノ撰拔ハ寄宿生ノ互撰投票ニ依リ之ヲ定ム

但シ被撰者ハ其旨教務部舎務掛ニ届出ツヘシ

第四十一条 委員長ハ委員ヲ監督シ本条第卅九条実行ノ責ニ任ス

第四十二条 本舎則ニ背戾シタルモノハ退舎ヲ命スルノ外本校々則

第五章懲罰規程ニ依リ処分ス

別紙

入舎願

某儀入舎仕度候ニ付御許可之上ハ食料其他ノ雜費共二ヶ月分一時ニ前納可仕候尚翌月ヨリハ其月三日迄ニ無相違上納可致候若シ遲滞候節ハ保証人ヨリ上納可致依テ保証人連署此段奉願候也

本科第何年級学生

年 月 日

何ノ誰印

甲保証人 何ノ誰印

校長宛

〔農五七〇〕

八九八 京都帝国大学外二校へ教育勸語下付の件〔注〕

文第二一六二号

明治三十年九月三日

内閣書記官(花房直)

内閣総理大臣

内閣書記官長

別紙文部大臣奏請明治廿三年十月三十日教育ニ関シ下賜セラレタル
 勅語ヲ京都帝國大学札幌農学校及大阪工業学校へ御下附相成度トノ
 件ヲ案スルニ去ル明治廿三年十二月帝國大学始諸直轄学校へ御下附
 ノ際將來直轄学校ヲ創立セラル、時ニ於テモ同様御下附ノ儀御裁可
 アリタルヲ以テ右三校へ御下附相成然ルヘシ而ルニ今日單ニ当初ノ
 年月日（明治廿三年十月三十日）ノミヲ記入シタルモノヲ御下附セ
 ラル、ハ不穩當ニ付軍隊軍艦へ下賜ノ勅諭ノ例ニ依リ勅語ノ末尾ニ
 左按ノ通更ニ御下附ノ年月日ヲ記入スルコトニ定メラレ然ルヘシ
 勅語全文

明治二十三年十月三十日

朕曩ニ教育ニ関シ宣諭スルコロ今茲ニ文部大臣ノ奏請ヲ允シ何

々学校ニ下付ス

〔朱書〕

明治三十年「九」月「十四」日

御名 御璽

〔別紙〕

文第一六一号

酉秘甲一六一号

去ル明治二十三年十月三十日教育ニ関スル勅語ヲ下シタマヒタルニ
 付當時本省直轄各学校ニ於テハ聖旨ヲ体膺シ奉リ夙夜省思奮勵シテ

益々教育ノ基礎ヲ鞏固ナラシメンコトヲ希フノ余畏クモ御名ヲ親署
 セラレ御璽ヲ鈐セシメラレタル勅語ヲ下賜セラレンコトヲ上奏シ御
 裁可ヲ得テ既ニ夫々各学校ニ拝戴ノ恩榮ヲ辱フスルニ至レリ然ル処
 爾後札幌農学校ハ本省ノ管理ニ移サレ大阪工業学校ハ新ニ建設セラ
 ル因テ此両校ヘモ同シク特例ヲ以テ下賜セラレンコトヲ惓願ノ至ニ
 堪ヘス

右上奏裁可ヲ得ンコトヲ謹テ具申ス

明治三十年五月五日

文部大臣侯爵蜂須賀茂韶

印

内閣総理大臣臨時代理

枢密院議長伯爵黒田清隆殿

〔注〕冒頭欄外に「九月十一日裁可」との記事あり。

〔公文類聚二二一〕

八九九 札幌農学校職員調

札幌農学校職員調（明治三十年九月末日現在）

官等	職員種別			俸等級	年額	担任	業一週授	族籍	氏名
	教員	教務	事務						
高等官	—	—	学校長	二	三、100,000			平	佐藤昌介
同	教(兼)授	—	—	—	—	(農) 農学総論、農業經濟論、水産論、殖民史	外二六時 九	同	佐藤昌介
同	教授	—	—	五	一、200,000	(農) 植物組織学、同実験、植物生理学、隠花植物学	外二五時 三	平	宮部金吾
—	—	—	—	—	—	農事部植物園掛長		同	宮部金吾
同	教授	—	—	五	一、200,000	「病氣療養中授業ナシ」		士	新渡戸稻造
同	—	—	舍(兼)監	—	—	本科		同	新渡戸稻造
—	—	—	—	—	—	教務部長		同	新渡戸稻造
同	教授	—	—	七	一、100,000	(農) 土地改良論、園芸学、普通作物論、牧畜論	外二五時 五	士	南鷹次郎
同	—	—	舍(兼)監	—	—	農芸伝習科		同	南鷹次郎

以上高等官

判 任 官 三 等	同	同	同	同
助 教 授	同		同	
		書 (兼 記		
	五		五	五
	四二〇〇〇		四二〇〇〇	四二〇〇〇
教務部図書館掛長	(農)獨逸語、分析化学、 (土)農産製造、化学大意、植物生 理、	農事部長 兼農場主任 官報々々	(農)穀菽栽培、排水及開墾法、苗 法、接木法、 (土)床仕立、及移植法、羊毛淨晒	(農)家畜飼養、蔬菜栽培、製乳法、 (土)搾乳法、果実糖漬法、酢醬油 及味噌製造法
	三二九		二〇	四
〔同〕	平北海道	〔同〕	土北海道	平北海道
大島金太郎	大島金太郎	鈴木武良	鈴木武良	田中芳四郎

八 同 等		七 同 等	六 同 等	
教 授		教 授	教 授	
二		八	九	
七〇〇〇〇		一、〇〇〇〇〇	九〇〇〇〇	
(農)物理学 (土)物理、幾何、代数、画法、	教務部博物館掛長	(農)岩石学及地質学、動物学及実 験	(農)土壤論、動物飼養論、農産物 製造論、	農事部長
			外三 二五時 三	
九五		二四	三	
平北海道	〔同〕	土静岡県	平北海道	〔同〕
平野他喜松	原十太	原十太	吉井豊造	南鷹次郎

以上教官俵給ヨリ支辨スルモノ

—	—
同	同
—	—
—	—
—	—
—	—
一八〇〇〇	一八〇〇〇
(農)經濟原論、	(土)漢学、
三	三
平北海道	士北海道
高岡熊雄	永田方正

三判 任官 等	同同	同同	同同	同同	同同	同同
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
書 記	同	同	同	同	同	同
五	六	七	七	八	九	九
四〇〇〇〇	三六〇〇〇	三〇〇〇〇	三〇〇〇〇	二四〇〇〇	一八〇〇〇	一八〇〇〇
會計課長 兼庶務課長 主任收入官吏 物品會計官吏	農事部事務掛長 實驗農場物品會計官吏	會計課出納掛	教務部舍務掛及教務掛 兼庶務課庶務掛 官報報告主任	農事部事務掛 兼農事掛(伝習掛)	農事部事務掛 兼農事掛(伝習掛)	農事部事務掛 兼農事掛(伝習掛)
—	—	—	—	—	—	—
平北海道	宮城県	土岩手 族	平北海道	平北海道	平北海道	平北海道
新井 穆	菱沼 哲之助	堀江 武	伊藤 能道	広瀬 広治	工藤 吉之助	工藤 吉之助

以上判任官

—	—
—	—
—	—
同	雇
—	—
一八〇〇〇	一八〇〇〇
會計課出納掛	農事部植物園掛
—	—
平岩手 民	平北海道
金田一 慶治	徳淵 永次郎

小 役	六	〇	二五	五四	〇七	
巡 視 人	二	〇	二九	三二	七〇	
看 守 人	一	〇	三〇	八	三〇	
嘱託農場監督	四	(平均)月額 元	〇〇	三六	〇〇	
計	三四	三	三六	三六五	二五	

以上雑給及雑費ヨリ支辨スルモノ

備考 担任欄内ニ農、土及伝トアルハ農学科、土木工学科、農芸伝習科ノ略字ナリ、一週授業時数欄内外ニ何時トアルハ正規ノ学科ニア

ラズ実習若クハ専習科ナリ、姓名ヲ朱書セシハ兼任ナリ

〔注〕 表中朱書は「」で示した。

〔農五四八〕

九〇〇 第五第六農場小作人に関する農産品評会幹事及び審

査員任命の件伺

命の件伺

幹事兼審査委員

鈴木助教

幹事兼審査委員

伊藤 広幾

明治三十年十一月二日

教授南鷹次郎

校長印(佐藤)農事部長印(南)

庶務課長

辞令案

第五第六農場小作人ニ関スル農産品評会幹事及審査委員任

札幌農学校助教

鈴木武良

右第五第六農場ニ於而今般農産品評会開設相成候ニ付而者前記の両
名幹事兼審査委員被命候様仕り度此段相伺候也

第五第六農場囑託監督 伊藤広幾

第五第六農場農産品評会幹事兼審査委員ヲ命ス

年 月 日

校 名

〔農五五五〕

九〇一 高岡熊雄助教授に任用の儀に付具状

当校助教授任用之儀ニ付具状

北海道平民

〔朱書〕
「札幌農学校助教授

札幌農学校囑託講師農学士高岡熊雄

五級俸」

右ハ去ル明治二十八年当校卒業生ニ有之候処今般教務上之都合ニ拠
リ本科農学教授ノ補佐并ニ農芸伝習科、冬期講習科ニ於ケル農業経
済学授業担当上必要有之尤モ同人ハ当校講師トシテ生徒授業上実歴
モ有之候条文官普通試験委員之銓衡ヲ経テ頭書之通リ当校助教授ニ
御任用相成候致度別紙履歴書相添ヘ此段具状仕候也

明治三十年十二月六日

校長名

大臣宛

〔注〕 別紙履歴書を略す。

〔農五五五〕